

第3章 救済から復興へ

第1節 加賀藩による救済と復興

1 救済

(1) 地震後の救済

加賀藩領新川郡の常願寺川流域では、救済と復旧がどのように行われたのか。その一端を、『杉本文書』（富山県立図書館所蔵）を手がかりとして見ていくことにしたい。

地震発生後、十村役（他藩の大庄屋に相当）が岩瀬御蔵（藩米の収納蔵）の状況を調査し、崩れ落ちた米俵を元に戻しており、水橋御蔵・滑川御蔵でも同様の対応が見られることから、災害時には最初に村役人が蔵米などの被害確認を義務付けられていたのであろう。

次に、平野部での地震被害に対し、上条組才許十村・杉木弥五郎は、倒壊家36軒の再建のための借入金を1軒につき金2歩宛、計18両を東岩瀬の御郡所へ請願したようである。他組の状況は史料が見当たらないが、恐らく定式の手当であり、他組でも同等の取り扱いであったものと考えられる。さらに、弓庄組才許十村・結城甚助が、新川郡の被害家数を取りまとめた上で御郡所へ提出し、貸米155石2斗を安政6（1859）年から無利息15か年賦で請願している。6月に御算用場からの切手により岩瀬御蔵89石2斗、水橋御蔵39石、滑川御蔵27石が出され、潰家1軒につき3斗5升、半潰家1軒につき1斗7升5合で貸米が渡された（表3-1）。

このように、加賀藩領新川郡における地震後の救済は、食料と家再建費用の支給・貸付であり、これは同藩における他の被災対応と同様のものである。一方で、田畑の隆起、沈降、地割れなどに対する対応は史料が見当たらないが、この時期は各村で荒起しが進められていたものと見られ、自普請（地元の共同作業）で対処されたものと考えられる。

表3-1 加賀藩領新川郡における飛越地震後の御貸米

組名	潰家御貸米高	潰家軒数	半潰家御貸米高	半潰軒数	総御貸米高	蔵向
島組	40.250	105	37.800	216	78.050	岩瀬
広田組	5.950	17	5.075	29	11.025	〃
高野組	9.800	28	8.050	46	17.850	水橋
上条組	12.250	35	5.425	31	17.675	〃
下条組	4.550	13	2.975	17	7.525	滑川
西加積組	2.800	8	8.400	48	11.200	〃
中加積組	0.700	2	2.800	16	3.500	〃
その他	5.000	11	3.375	14	8.375	滑川・水橋
計	81.300	219	73.900	417	155.200	

単位：石

注：地震による潰家・半潰家に対して155石2斗支給され、安政6年より15か年賦とする。

出典：杉本文書「安政五年二月越中国大地震アリ、同三月十日四月廿六日常願寺川大洪水御用留帳」（富山県立図書館所蔵）より作成

(2) 3月の洪水被害と救済

2月の地震によって、奥山では崩壊土砂が真川、湯川を堰き止め、いくつかの天然ダムを形成した。3月10日（現行暦：4月23日）、これらの堰き止め部が決壊し、泥洪水が下流部に襲いかかり、右岸側の日置村付近で入川（いりかわ）して、利田村をはじめとして村々を蹂躪し、多くの家屋を押し流し、田畑に泥入、石砂入となり甚大な被害が生じた。被害数字は、史資料に差があるが、「安政五年大地震・山突破・泥洪水一件」に記される次の数字を掲げておく。

損毛高：5,236石2斗5升

被災町村（浦方西水橋を含む）：66か所

流失・潰家：250軒、土蔵・納屋：78戸、溺死者：5人、溺死馬：1疋

救済者：1,592人

ここに記される「救済者」とは、主として常願寺川右岸域の高野組において家屋が流失・潰家になった人々を指している。加賀藩領新川郡では、突発的な災害が発生した場合、被災者の困窮度を調査し、その度合いに応じた救済策がとられている点は、他藩の場合と同様であり、その度合いを判断する最初の基準が住居損失の有無であったと考えてよい。

高野組才許十村・朽木兵三郎は、こうした階層に対して「急難御救米」の支給を御郡所へ願っている。表3-2に示したように高野組13か村128軒に対して、3月10日から4月25日にかけて、4才以上の男女1日3合宛、計74石余の救米が支給されたようである。

表3-2 安政大洪水における新川郡の御救米

高野組13ヶ村128軒4才以上男女1日3合宛			
期間	日数	人数	石高
3/10~4/10	30	609	54.810
4/11~4/25	15	443	19.935
計			74.745
大田組・島組・高野組・上条組 82ヶ村 1571軒 4才以上男女1日3合宛			
期間	日数	人数	石高
4/26~5/11	15	8336	375.120
5/12~5/26	15	7596	341.820
5/27~6/11	15	5681	255.645
計			972.585
3/10~6/11 総計			1047.330

単位：石

出典：杉木文書「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」（富山県立図書館所蔵）より作成

さらに、高野組では、少し高台であった松本開（現・立山町五百石）への避難が行われたが、避難場所の指示は上部機関から行われておらず、これは洪水時に高台へ避難することが慣例となっていたことに加え、朽木が判断し、村民の誘導が行われたものと考えられる。再洪水の不安におののく村民に対して、朽木は奥山の情報収集に努めており、十村役が「下位上達」といった役割のみならず、地元被災者の精神的支援を主体的に進めている。

さて、3月の洪水が発生した際、新川郡奉行大島三郎左衛門、金谷与十郎両名は、金沢に在府している。さらに、改作奉行丹羽弟次郎、渡瀬三郎治、安井和介など10名も同様である。御

郡所、改作所は御算用場内にあり、普段は金沢で執務しており、東岩瀬の御郡所には与力・足輕が配置されていた。十村役の注進を受けて、定検地奉行が川除（堤防）普請のための見分準備に入っている。常願寺川右岸の利田上丁場には、御納戸（藩支弁）による百間以上の川除（堤防）が設けられていたが、ここが破損して入川となったことを十村役が注進し、その修理に取りかかっている。

さらに、神保らが改作奉行に対して変損状況の实地見分を願い出て、これを受けて丹羽弟次郎が3月19日に金沢を出立している。丹羽は、出役先の上滝村で変損高の再調理を指示し、さらに苗の植付けを控えた時期に洪水が発生したため、用水の破損修理を急務であると判断した。これに加え、十村役が相談所（十村寄合所）において、次の内容を確認している。

- ① 常願寺川の破損した用水取入口等の普請（工事）について図帳（見積書）を提出すること。
- ② 願方、相談の品々は4月25日までまとめておくこと。
- ③ 普請で手入れが必要なものは図帳を4月中に提出すること。
- ④ 再調査の書上が高野組しか出ていないため早く提出すること。
- ⑤ 変損田地は精力を尽くして植付けできるように戻す、今年植付ができないところは荒地にならないよう手配すること。
- ⑥ 高野組の起返方、賄人足は下条組、弓庄組から差し出すこと。

十村役は必要な品々を4月25日まで書き上げ、提出する予定であったが、翌日に二度目の洪水が発生しており、二度目に洪水が発生するという事態を予期していなかったことをうかがい知ることができる。

(3) 4月の洪水被害と救済

3月の洪水による被災者に対する手当が行われていた4月26日（現行暦：6月7日）、常願寺川が再出水し、今度は大洪水が四手に分かれて左岸側へ押し入り、多くの家屋や作物を押し流した。4月の大洪水は3月以上の被害をもたらし、十村役の再三の注進によって、おびただし死者の存在が確実となり、加賀藩もかかる事態を極めて重く受け止めた。同じく「安政五年大地震・山突破・泥洪水一件」に記される次の数字を掲げておく。

損毛高：20,561石9斗4升9合

被災町村：74か所

流失・潰家：1,362軒、土蔵・納屋：808戸、溺死者：135人、溺死馬：8疋

救済者：7,353人

被災者の救済は、十村役が状況を判断し、上部機関に財政的な援助を求めながら推進された。十村役の任務は、年貢収納と農事の奨励にあり、それ故、洪水により耕地を失い、家、家財、

農具などの損失した村々へ食住の手当を願い出て、農耕生活への再起意欲を囿らなければならなかった。さらに、困窮度の度合いに応じた細かな救済策を講じることで、新川郡内の均衡性を保持する必要性があったものと見られる。4月の洪水後、十村役の請願書は多岐に及んでおり、救済内容を詳細に見ていきたい。

a. 流失物の始末方

4月26日の洪水後、各十村役によって御郡所へ急報がなされている。これを受けて、御奉行から十村役へ「死者は溺死人として取り扱いすべてを役所へ申告しなくてもよい」、「生存者は親類へ引き渡し、介抱中に発病死した場合は見届書を提出すること」が緊急措置として示達された。さらに、川筋、海辺に流れた道具などを調べて始末するよう指示がなされ、関係川筋である神通川筋などの流失物も始末するよう命じられた。これは洪水によるさらなる混乱を未然に防止し、社会不安を抑止するためのものであろう。

b. 植付苗・農具の確保

洪水による植付苗の流失に伴い、改作奉行安井和介から新川・砺波・射水筋の余剰苗の囿方が仰渡されている。その後、改作奉行渡瀬三郎治が新川郡へ出役しているが、これは特別な見分ではなく、状況見分を兼ねて年3回（荒起・植付・草払）の廻村を予定通り行ったものであろう。同道した十村役が見分先において田圃道具、作物外入米拵道具、野仕事并焚物道具、尿物方桶類等、木綿稼道具、食用器物の用意方を訴えており、農具だけでなく日用品の不足にまで及んでいる。渡瀬が、泥が干上がったら畑として大豆、小豆、粟、稗、胡麻を蒔き、時節が過ぎたら蕎麦、蕪類を巻き付けるよう指示している。但し、5月初旬の段階では、再洪水の懸念が残っていたものとみられ、田植えの可否が問題となり、新川郡全体の被害程度を把握するための実地見分にとどまっている。続いて、5月16日から18日にかけて郡奉行金谷与十郎が出水状況の見分のために「御郡廻り」を実施している。これも災害後のさらなる混乱発生を抑止するためのものであろう。

c. 救小屋・救米の救済

洪水による家屋等の流失被害が大きかった大田組と島組では、救小屋の設置を御郡所へ請願した。設置された救小屋は、次の290棟余りであった。

[大田組]

荒川村、経堂村、山室町村、古寺村、秋吉村、荒屋村、流杉村、横内村、西野新村、石屋村、大場村、新名村、長屋村、城村、秋吉新村、計15か村 98棟

[嶋組]

新庄新町97棟、新庄野村17棟、町新庄村27棟、計3か町村 194棟

家を失った人々へ「急難御救米」が5月に届き、まず44石055が支給されている。また、救小屋では、3月と同様に4才以上の男女に1日3合宛で救米が支給された（表3-2）。大田組、嶋組、高野組、上条組82か村1,571軒に対し、4月26日から15日毎に人数の見直しをかけながら、4月26日から6月11日まで救米が支給された。さらに、6月20日までの約2か月間にわたり、ひとまず継続的に行われたものとみられる。

しかし、6月上旬には、洪水被害による動揺は一段落したものとみられ、御郡所から救米の指省（極難渋者のみ段階的に支給）が通達されている。これは変地起返（田畑復旧）が6月20日より開始され、稼ぎ方が確保されたためであり、救米については変地高が30%以上の村々で稼ぎ方のある分が指省となり、30%以下の村々ではすべて停止された。被災者へのこうした一連の共通救済措置が約2か月間実施された上で、稼ぎ方が開始された時点において、田畑変地高30%を基準に救済の差別化が行われており、この時点で救済から復旧作業へと転回していくものとみるべきであろう。

d. 貸米の救済

救米が支給されたが、不足する分は貸米として渡されたようである。家を失った人々へ、取り急ぎの「難渋御貸米」129石533が貸し渡されている。その他の貸米については、十村役が当初、日数が経過していることを理由に特例として、流失家1軒3石、泥込潰家1軒2石、半潰家1軒1石5斗の貸米を御郡所へ願い出たが、実際には流失家7斗、丸潰家3斗5升といった定式貸付米と同程度の貸付となったものとみられる。最終的には、1,555軒に対し、411石2,655を安政6年から15か年賦で願い上げ、7月に救米の過米2石670を加えたものとして貸し渡された（表3-3）。

表3-3 安政大洪水における新川郡の御貸米

組名	流失家 御貸米高	流失軒数	丸潰家 御貸米高	丸潰軒数	半潰家 御貸米高	半潰軒数	泥込家 御貸米高	泥入軒数	薄泥込家 御貸米高	薄泥入軒 数	総御貸米 高	軒数
広田組	100.100	143	—	—	—	—	—	—	—	—	100.100	143
大田組	69.300	99	11.550	33	30.275	173	38.675	221	4.8125	55	154.613	581
高野組	15.400	22	8.400	24	11.550	66	7.175	41	3.4125	39	45.938	192
島組	—	—	8.400	24	70.350	402	12.95	74	3.0625	35	94.763	535
上条組	—	—	0.350	1	—	—	—	—	—	—	0.350	1
その他	3.500	7	—	—	6.375	51	5.625	45	—	—	15.500	103
計	188.300	271	28.700	82	118.550	692	64.425	381	11.2875	129	411.2625	1555

単位：石

注：御貸米411石2斗6升5合5タ（1,555軒分）に加えて155貫195匁の別段取扱銀の貸付をお願い上げる。

出典：杉本文書「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」（富山県立図書館所蔵）より作成

これとは別に、家再建の諸入用として、別段取扱銀155貫195匁をお願い上げ、これもすべて受届となったようである。7月に稼方のない流失家1軒200匁、丸潰家1軒150匁、半潰家100匁、泥入家50匁、薄泥入家25匁に5段階に区分された上で貸し渡された。当座の救済において、住居の確保がいかに重視されていたかがわかる。

e. 諸役銀の免除

郡打銀は、土木工事等において郡単位に課せられた役銀で、ここから用水打銀が独立し、両者が村方の負担となっていた。5月下旬に、十村役が諸郡打銀、用水打銀、郡万造など諸役銀の用捨願を提出している。6月20日には、諸郡打銀（持高100石につき10匁）の上納が予定されていたが、家流之者共は火事場同様3年間の御用捨を、御郡所・改作所へ願ひ上げている。諸郡打銀、用水打銀は、流失家、深泥込家ともに3か年間用捨が認められた。また、変地高30%以下の村々は諸郡打銀を全納としたが、変地高に相当する分は用捨を願ひ、それら変損村々を調べるため1か月の上納延期を申し出ている。

労役のために春と秋に分けて代納した夫銀も償渡がなされている。12月上納は3歩以上の変地村々に対して7,249石559が引定納となり、その償方として5貫74匁6分9厘を郡方に渡された。翌4月には7,249石555が引かれ、それに相当する春夫銀が改作所より同じく渡された。また、11月には小物成、返上米、返上銀を願ひ出で、変地高30%以上の村々へ償渡となった。定・散小物成は1貫537匁5分、返上銀は1貫479匁6分6厘、返上米は岩瀬御蔵と水橋御蔵から517石668出されている。

このように変地高30%以上の村々に対しては、気力と農地回復のために諸役銀などが特例措置として免除されており、困窮者へ優先的な措置が成されたとみてよいであろう。

f. 収納方の対処

加賀藩では、年貢米の収納が10月から12月ごろまでに行われたが、9月に規定通りの収納難が確定した。洪水により変地となった田畑は納租ができないため、年貢米の20分の1を減じた「変地御償米」を出すことが手当として行われた。安政5（1858）年には引高・引免が行われていないようであり、変地起返（田畑復旧）を奨励しながら、変地償米で御蔵米（藩米）と給人米収納を行ったものとみられるが、実際の収納高は明らかではない。

一方で、飢饉等に備えて貯蔵するための「定式初納」の収納に対しては、別の対処法が取られた。すなわち、変地高30%以上の村々は指省となり、そのため新川郡の他組へ100俵につき15俵の割増納となっている。新川郡の収納初高は6,864俵であり、そのうち割増初高は653俵4斗となり、これを新川郡16ヶ組で分担して収納している。こうして新川郡全体で不平等が生じないように対処されている。

(4) 加賀藩領新川郡における救済の特徴

これまで、安政大災害における村々の救済の内容と処理手順について概観してきた。洪水後に難渋した被災者に対する救済手順をまとめてみると、まず洪水後に上部機関より秩序保持のために、①始末方の指示がなされ、②救米の支給、救小屋の設置 ③貸米、入用銀の支給が流失家に対して優先されて行われ、実質的な救済が行われる。その後、負担の免除、例えば諸役銀の免除、収納方の償い方（変地償米）などが時宜に応じて徐々になされている。救済が一段

落するのは約2か月後であり、その後、復旧による稼ぎ方が開始されている。

加賀藩領新川郡では、災害対応の指針等が初期段階で示されるケースは認められるものの、主に村役人である十村役からの注進書や請願書に基づき、その都度、郡奉行や改作奉行が政治的判断を下し、算用場で審議の上、各奉行から指令が下されるという形をとっている。しかしながら、災害対応や救済の内容は、十村役の請願書によるものとほぼ同様であり、実質的な対応は十村役によって進められており、加賀藩領新川郡における行政機構の特徴があらわれている。これまで十村役が災害復旧において果たした役割はあまり注視されてこなかったが、地域社会における責任を自覚し、村々の救済に奔走した十村役の役割を再評価する必要がある。

2 復旧

(1) 用水普請

二度の泥洪水・大洪水によって、常願寺川流域の村々では復旧作業を余儀なくされた。その詳細な実態については、膨大な資料上、すべてを網羅することは困難であるが、ここでは4月の洪水後の用水普請（用水補修）の一端を見ていくことにしたい。

常願寺川諸用水は22あり（表3-4）、安政5（1858）年3月洪水後の調査によれば、水請高は78,635石8斗5升3合である。

[右岸側 用水水請高]

秋ヶ嶋用水	4,364石、釜ヶ渕用水	2,225石、仁右衛門用水	1,153石
三千俵用水	3,381石、高野用水	4,170石、利田用水	2,614石
三郷用水	9,262石		

[左岸側 用水水請高]

岩繰用水	1,498石	（内、加賀藩領750石、富山藩領748石）	
太田用水	9,182石7斗、		
清水又用水	3,901石	（内、加賀藩領1,626石、富山藩領2,275石）	
筏川用水	3,345石、横内用水	1,797石、嶋用水	3,005石
向新庄用水	1,104石、荒川・流杉用水	245石、町村用水	300石
経堂用水	1,200石、金代用水	61石、町新庄用水	2,064石
広田用水	13,235石7斗1合、針原用水	10,528石4斗5升	
〆	78,635石8斗5升3合	（内、加賀藩領66,431石1斗5升3合、富山藩領12,005石7斗）	

表3-4 常願寺川の用水 宝永6年(1709)調

用水名	水請高(石)	領国	水下村数
○東用水(右岸)			
秋ヶ島用水	4,334	金沢	25
釜ヶ淵用水	2,225	"	12
仁右衛門用水	1,153	"	15
高野用水	4,170	"	26
三千俵用水	3,381	"	17
利田用水	2,614	"	6
三郷用水	9,032	"	35
計7口	26,909		136
○西用水(左岸)			
岩繰用水	1,498	金沢・富山	3.3
太田用水	9,183	富山	18
清水又用水	3,901	金沢・富山	3.10
筏川用水	3,345	金沢	5
横内用水	1,797	"	7
計5口	19,724		49
○荒川口			
嶋用水	3,005	金沢	12
向新庄用水	1,104	"	5
・流杉用水	245	"	4
・町村用水	300	"	1
・経堂用水	1,200	"	5
・金代用水	61	"	1
・町新庄用水	2,064	"	12
下沢用水	1,256	"	5
針原用水	10,525	"	30
広田用水	13,211	"	23
計10口	32,971		98

注：・印 広田針原用水の客用水（人足を勤めず自由に引水できる）
 出典：小西家文書「常願寺川全川十三口各用水関係村田高等記」

4月(2回目)の洪水後、左岸側では現場責任者である江肝煎等から、荒川取水口から町新庄村下まで泥で埋まったとの申し出があり、島組才許十村・岩城七郎兵衛、広田組才許十村・岩城平兵衛が見分の上、その内容を改作所へ注進している。図3-1「安政大地震常願寺川出水図」から、その状況をうかがうことができる。

広田・針原用水だけで2万4,000石近くの水請高であり、さらに飲料水の不足のため、用水復旧は急務であったものと推断される。通常の用水取入口や堀立ての修繕は、基本的に自普請(組打銀村普請)であり、各組において諸経費が平均分配され、江堀人足賃は1人1匁8分とされ、組才許十村の監督下で普請が開始されている。取入口の水門と堤江は応急修理が困難であり、基本的には取水目的で秣江(導水路)をかけ、堀川が行われたものとみられる。入用不足分は願い出て諸郡打銀で賄っていたが、5月に緊急措置として、当座の修繕費用である20貫目がひとまず改作奉行から渡されたようである。

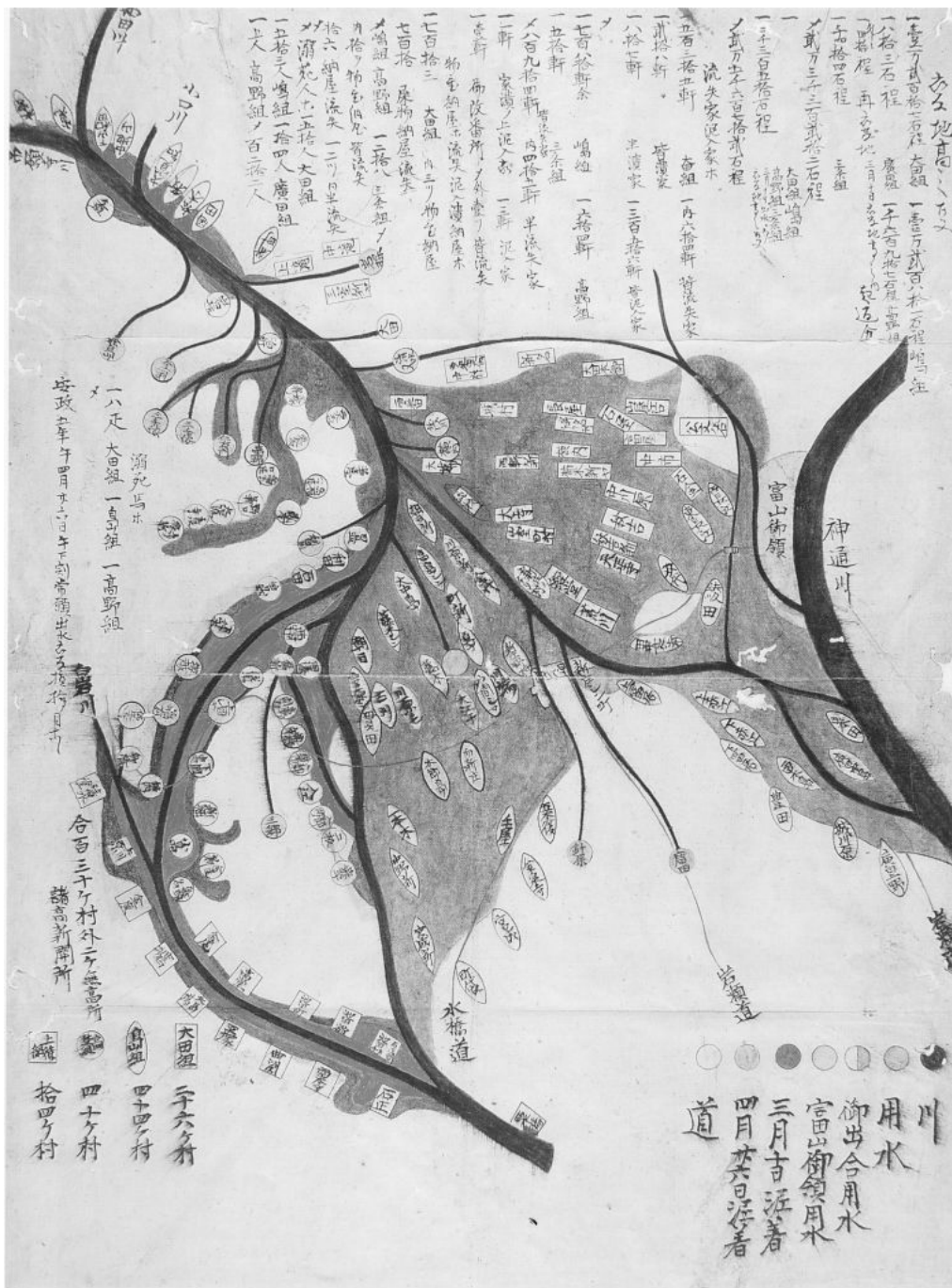


図3-1 安政大地震常願寺川出水図 (滑川市立博物館所蔵)

また、富山藩加賀藩出合の三室用水は江肝煎らが入取不可能と判断し、一作見合いとなることが認められ、早くから畑作を開始している。その他の用水普請は、水請高が大きいものが優先されたようであり、6月までの復旧状況を次に示そう。

秋ヶ島用水	4,364石
釜ヶ淵用水	2,225石
仁右衛門用水	1,153石

高野・三千俵用水	4,551石
利田用水	2,614石
三郷用水	9,261石
針原用水	10,524石9斗5升
広田用水	13,235石6斗5升1合
ノ	47,929石6斗5升1合

加賀藩領だけで約70%以上の復旧率であり、田植え後の時期であったために迅速に応急の用水普請が進められ、6月までに臨時の修繕を終えている。さらに7月に入り、本格的な普請の見積書作成に入っている。掘立て幅・深さ・長さとその人足数、藤籠・秣江数、中詰人足数、筵・藁・鳥足数、水門用材木数、粗朶・縄数を江肝煎に調べさせており、その際、人足賃は7割減とせず、1人180文とすることを御扶持人十村が指示している。こうして用水普請は、江肝煎と十村役が連携しながら進め、11月には利田前と荒川口が完了したようであり、水門等修理に対して諸郡打銀による手当と不足銀14貫596匁の拝借を願い出ている。

(2) 川除普請

常願寺川における川除普請は、その重要地点である大場前丁場、中川口丁場などが御普請（御納戸方）と称される藩の直営工事であった。これは、災害時に十村役の申請に対して定検地奉行が見分を行い、その指揮下において十村役、川除勢子方附役が監督するもので、入札あるいは随意契約で行われた。さらに、出水時には十村役が人足を出して急防することが義務づけられていた。

安政大洪水の復旧では、用水補修が田植え時期とも重なったため優先されたが、当然ながら河川と用水は密接な関係があり、急場の用水普請が終わり、続いて川除普請が行われている。3月の泥洪水では川東（右岸側）の利田前丁場等が決壊し、さらに4月の大洪水ではこの箇所に加えて川西（左岸側）の上滝前・後・下丁場、大場前丁場、中川口丁場、朝日前丁場等が決壊したものとみられる。早速5月に入り定検地奉行が見分し、川除普請を指示しているが、実際に普請が開始されたのは6月下旬からである。損壊箇所を定検地奉行・田伏、野村、明石、足田が出役見分し、さらに現地調査・測量した上で、算用場での審議が行われ普請にとりかかっている。当初の御普請用立人数は3,373人、そのうち、川除用立人数1,687人、起返用立人数1,687人であり、変地起返（田畑復旧）が仰渡されて程なく川除普請が開始されることになった。そのため、当初は人手が足りないばかりか、流出した大石が地方人足の手に負えず普請が進展せず、6月下旬に射水・砺波郡からの人足を願い出しており、これを受けて定検地奉行が人足派遣の指示を出している。7月には人足方も整い、川除勢子方附役等が人足監督に出向き、各月20～40匁の入用銀が中勘渡され、普請も迅速に進んでいる。

一方、洪水により自普請が無理な場所も発生し、荒川筋26か村では破損した土居を郡普請で修理してほしいと願っている。さらに、普請途中の8月18日夜に再度出水して、左岸側にある荒川、赤江川、中川、半俵川の普請箇所が再び破損したようである。こうした常願寺川支流は、すべて自普請であったため、負担に耐えがたい場合には損害調理書と見図帳（工事見積）を提出し、藩からの手当を受けている。荒川筋では8月出水後、水附により田地復旧に支障をきたしたため、危険箇所の川除土居に対して優先的に御普請をするように願ひ上げ、さらに9月に両川縁の補修を同じく御普請にて願ひ出ている。この請願に対して改作奉行より見図帳の提出を命じられ、荒川・中川・半俵川において延人足2万1,776人を要している。

また、常願寺川流域では、関係する町村が「水下村」と称する組合を設けて、利害を共有していた。7月、「水下銀」1貫924匁970を藩に上納することになっていたが用捨を願ひ出ている。さらに、大場前五、六番丁場では、水勢突附普請勢子役として砺波郡大滝村与右衛門せがれ猪之助、射水郡小杉新町軽之丞、郡方附役東岩瀬勘左衛門と大田組才許十村・金山十次郎で人足勢子したが、防ぎきれず砺波郡大田村長兵衛ら人足45人を雇い10日間荒防しており、過分の銀を必要となり、事後処理において人足賃1貫目の引足方を願ひ出ている。

このように紆余曲折しながらも、12月に常願寺川除普請での入用銀の本勘（最終勘定）調理書が改作奉行へ提出されている（表3-5）。ここから安政5（1858）年には251貫730匁6厘かかっていることがわかり、中勘渡の入用銀220貫目を差し引いた不足分の31貫730匁6厘が勢子料銀から渡された。安政5年だけでもかなりの普請費用を要しており、急防とはいえ大きな普請が行われている様相が抽出される。

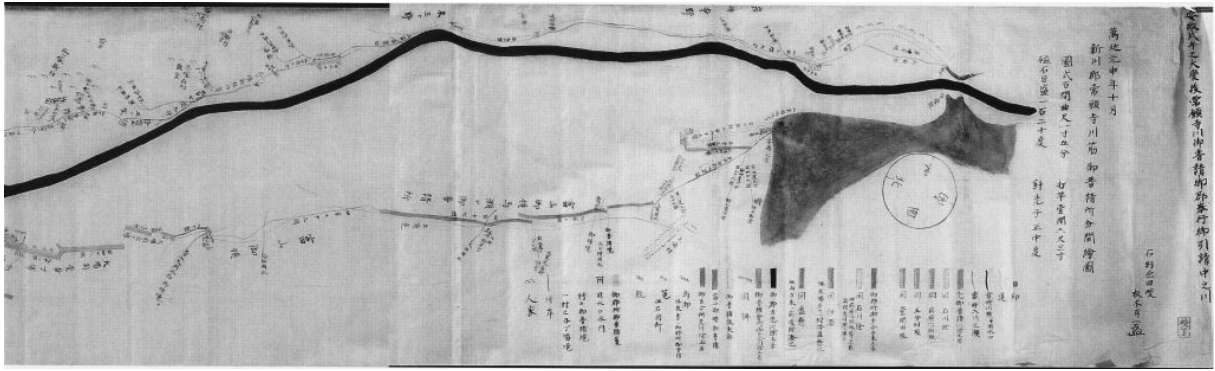
しかし、常願寺川では翌安政6（1859）年5月19日に再度洪水が発生し、大田組、島組、広田組、高野組、上条組で計7,938石419の変地が生じ、順調に普請が行われた川除（堤防）が再び破壊されるという事態に至った。そこで、加賀藩では万延元（1860）年、常願寺川堤防普請方棟取・杉木弥五郎（有一）らを中心として本格的な復旧工事が進められた（図3-2）。

表3-5 安政5年の川除普請入用銀

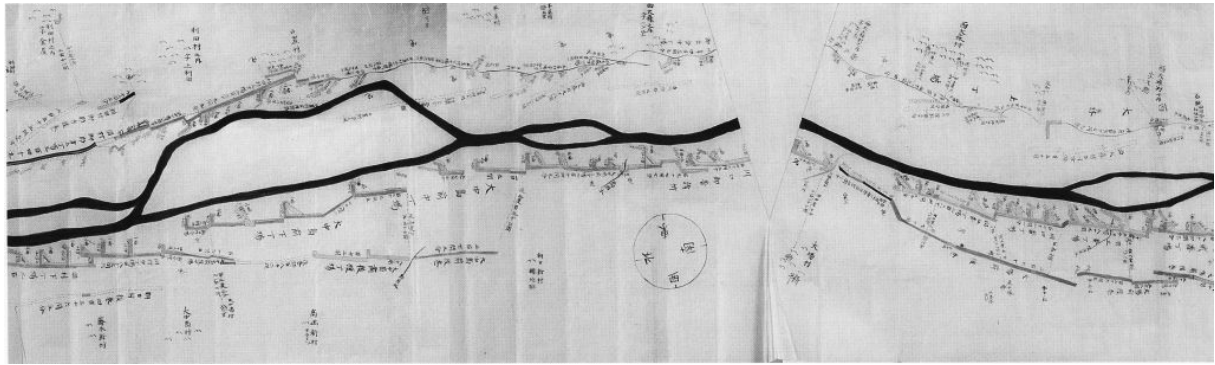
大田組	86,084.18
上瀧村	4,403.93
大場前	81,644.91
嶋組	104,522.92
中川口	23,123.92
大中島村	23,762.97
朝日村	28,900.09
日俣村	12,517.17
西芦原新村	1,021.17
貫田村	2,468.20
向新庄村	12,238.01
一本木村	1,376.82
中野新町	55.92
町袋町	1,058.42
高野組	60,214.00
西大森村	9,211.92
半屋村	9,162.42
日置村	7,902.95
利田村	22,924.39
西芦原村	2,537.20
高野開発村	1,062.88
常願寺村	1,078.92
入江町村	3,643.64
二杉村	587.29
二杉村用水出合	585.21
柴草村	281.46
肘崎村	126.16
上条組	612.94
百中村	211.12
伊勢屋村	80.35
柳寺村	263.78
水橋館村	88.69
広田組	295.57
〃	251,730.06

単位：匁

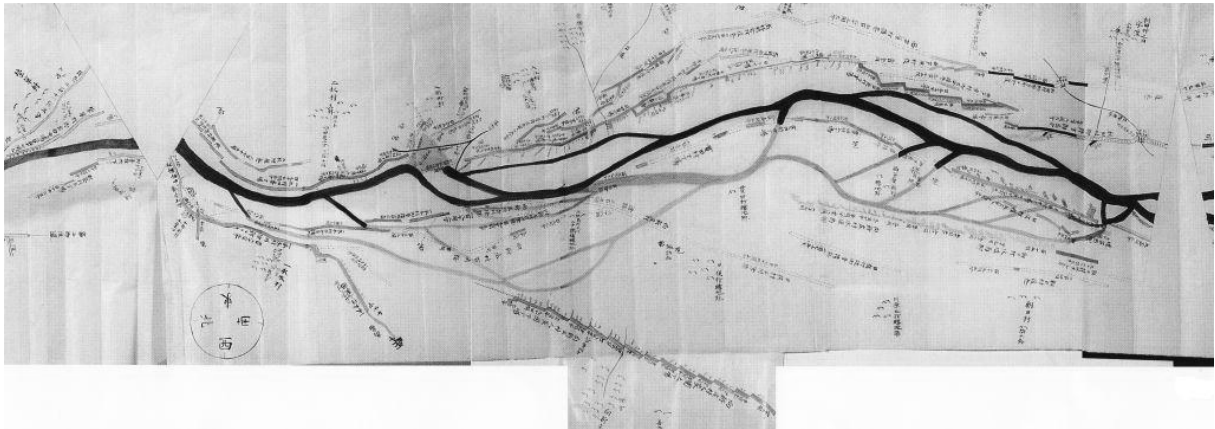
出典：杉本文書「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」（富山県立図書館所蔵）より作成



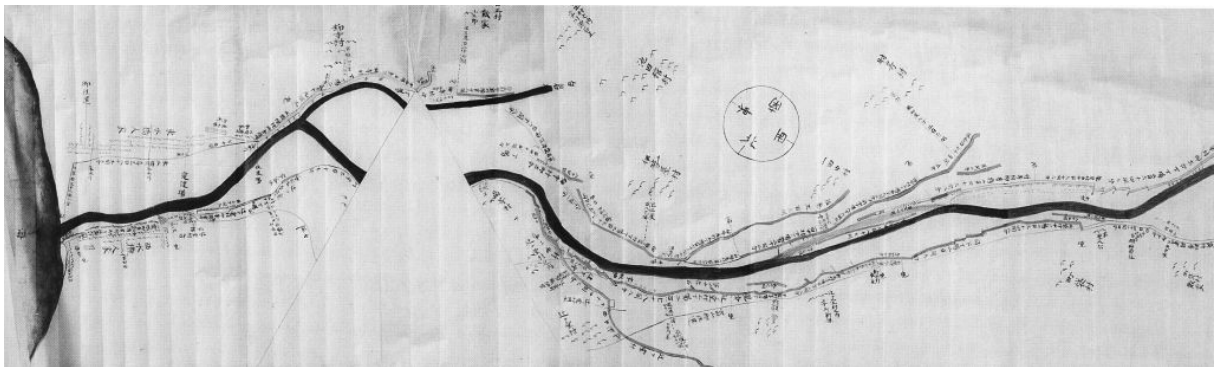
(a)



(b)



(c)



(d)

図 3 - 2 万延元年新川郡常願寺川筋御普請所分間繪圖 (金沢市立玉川図書館所蔵)

(3) 災害復旧と十村役

加賀藩領新川郡の常願寺川流域において、復旧事業が安政5(1858)年にどのように行われたのかを、用水普請、川除普請に分けて見てきた。これら復旧事業は、被災者の救済と同様、十村役が江肝煎や村肝煎からの情報を元に方針を立て、改作奉行、定検地奉行へ上申・請願し、藩から財政的な補助を受けながら進められた。災害に遭遇した近世社会の村々では、基本的に村民による人海戦術により普請を行うことが前提となっており、そこでは自治意識を再認識することになる。こうして引き起された意識が基層となり、村々を統括した十村役が、地域社会における責任を強く自覚し災害復旧を自主的、計画的に推進していったとみるべきであろう。

常願寺川流域において、洪水後の対応は地震後のものとは異なり、緊急措置も含めて極めて迅速に復旧工事が進められている。その工事は、これまでの経験知を凌駕するものであったが、工事請負人のみならず他郡からの人足補助を必要とし、却って速やかに事業が行われている。そこには、常日頃から洪水への対応を備えた地域社会の様相がうかがえ、明らかに主体的に洪水を受容しようとする積極的な考え方が存在している。近世社会において、災害後の復旧事業による稼方は、一つは被災者の救済策であり、そこには、最終的に災害を克服しようとする姿勢は見受けられず、むしろ生活を維持することに精力が向けられている。これは水防技術の限界性を受容した社会のあり方であろう。